

告 示

埼玉県告示第千三十七号

令和五年埼玉県告示第三百五十号で公示した公共測量は、令和五年八月七日終了した旨測量計画機関である東日本総合計画株式会社から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年九月十九日

埼玉県知事 大野元裕